

令和8年度事業計画書

東京都目黒区下目黒4丁目1番1号
公益財団法人 目黒寄生虫館

はじめに

目黒寄生虫館は創設から 73 年目をむかえる。創設者で初代館長の亀谷 了の意思を受け継いで研究活動に邁進し、無料開館の博物館展示を維持してきた。研究と啓発を主体とする寄生虫学の発展は、法人化前の個人博物館の時代からの揺るがない理念である。前年度には科研費が 2 件新規で採択され、他に継続課題もある。丁寧かつ公正な事務作業のもと、活発な研究活動が進むことが期待される。啓発活動では、社会教育施設および文化施設として年間 6 万人を超える方々が目黒寄生虫館に来館している。さらに、標本データベースのサイエンスミュージアムネットでの公開や山口左仲資料の JAPAN SEARCH での公開等が新たに加わったことで、所蔵資料の利用者は来館者にとどまらず世界中からアクセス可能な状態になりつつある。また、各種団体との連携や職員研修など、改正博物館法で努力義務と位置付けられる各事業について、常に前向きな姿勢で取り組んでいる。

法人運営では、令和 7 年度の内閣府公益認定等委員会による定期立入検査でも目立った指摘がなく、小規模法人であっても誠実かつ過不足のない運営が継続されている。今後とも研究施設・博物館・文化施設としての価値を高め、もって社会に貢献できるよう活動を続ける。

令和 8 年度実施予定の事業を以下に記載する。

研究等事業（定款第 4 条第 1 号事業）

I. 寄生虫学に関する研究・調査活動

当法人では、館長および研究職員 3 名が、寄生虫の自然史の解明に関わる研究・調査活動に携わっている。また、名誉館長 1 名および客員研究員 2 名も同様に活動に携わっている。

1. 日本の野生動物（魚類、両生類、爬虫類、鳥類、哺乳類等）の寄生蠕虫類の形態・分類、及び寄生虫相に関する研究を継続する。
2. 寄生性貝類の形態・分類を基礎とした種多様性、生態、進化に関する研究を継続する。

3. 採集された寄生虫および宿主の DNA 解析を行い、塩基配列情報にもとづいた寄生虫の種判別や系統学的位置の解明を行う。

4. 皇居の生物相調査（第Ⅲ期）（総合研究「過去 150 年の都市環境における生物相変遷に関する研究－皇居を中心とした都心からの収集標本の解析」）に基づく企画展の実施。

皇居内（吹上御苑、生物学研究所周辺、道灌濠、皇居外苑など）の生物の正確な記録と経年変化を把握するため、（独）国立科学博物館が主体となって平成 8 年から継続的な調査が行われてきた。第Ⅲ期は令和 3 年度より 5 箇年の計画で実施され、令和 7 年度に終了した。国立科学博物館で企画展の開催が予定されているので、それらの準備等に参加する。

I. の事業は無償で実施しており、対応する収入はない。ただし、1. と 2. の研究課題の一部は（独）日本学術振興会の科学研究費助成事業の採択を受けた継続のため、当年度の助成金を受領する。なお、4. は（独）国立科学博物館の予算のもと実施されるため、法人からの支出はない。

II. 学術資料の収集及び管理

1. 学術資料の収集・整理・提供

当法人が所蔵する学術資料は標本約 60,000 点、図書文献約 20,000 点、論文別刷等約 43,000 点、画像・映像資料約 4,100 点に及ぶ。職員の研究・調査活動により収集された各種資料の登録作業を継続する。また、国内外の個人や研究機関から資料寄贈の申し入れがあった際には事前調査を行い、所蔵資料として相応しいものについては受け入れ登録する。

標本目録の一部は（独）国立科学博物館が運営するポータルサイト「サイエンスミュージアムネット（S-net）」にデータ提供しており、期中に一般公開される予定である。さらに追加で資料情報を提供し、充実を図る。

また、国内外の研究者からの標本借用や文献閲覧、画像提供等の依頼に対応し、学術資料の適切な提供・利用を促す。

2. 寄贈・寄託資料の管理

当法人は「感染症アーカイヴズ」のプロジェクトの一環として、研究者らの遺した寄生虫学に関する医学史資料を管理している。これまで国立感染症研究所や慶應義塾大学医学部熱帯医学寄生虫学研究室など様々な団体から資

料の寄贈や寄託を受けて整理してきた。前年度には新たに久留米大学医学部寄生虫学講座から日本住血吸虫症制圧に関わる多くの資料の寄贈を受けた。当年度は、これらの目録化を進める。また、これらの資料について閲覧申請があった際には、資料の検索や閲覧場所の提供などの対応を行い、積極的な利活用を促す。

Ⅱ. の事業の一部は（独）日本学術振興会の科学研究費助成事業の採択を受けた継続課題のため、当年度の助成金を受領する。ほかに、文献複写や画像提供に応じて指導助言等収入を受領する場合がある。

Ⅲ. 寄生虫に関する助言及び指導、外部研究者との連携協力

当法人に届く質問や問合せに対して、専門家の立場から回答する。寄生虫と疑われる異物の同定を依頼されたら、結果に基づいて必要な助言を行う。

また、当法人が受け入れた研究生 2 名の指導を継続し、大学や研究機関の研究者や学生の求めに応じて指導や助言を行う。学術資料の利用・閲覧を認め、研究環境を提供するなど、外部機関との連携協力を強化する。

Ⅲの事業は原則として無償にて行うが、法人からの同定依頼は有償とし、指導助言等収入に計上する。

普及啓発事業（定款第 4 条第 2 号事業）

I. 「目黒寄生虫館」の管理運営事業

当法人が所有するビルの 1 階と 2 階を寄生虫学専門の研究博物館として一般公開する。約 300 点の標本・関連資料の実物展示をはじめ、解説パネルや動画等の展示手法を用いて、学習の場を提供する。令和 7 年 9 月に改正博物館法における博物館の再登録を完了したが、全国的には未だに登録が進んでいないのが現状である。これまでに得た知見を惜しみなく発信し、他館の参考となり得るような博物館事業を展開していく。

取材申請を受けた場合には、可能な範囲で受け付ける。寄生虫学や公衆衛生に対する正しい知識の啓発と、博物館の認知度向上を目的とする。

I. の事業について、博物館の創設以来、入館無料の方針を維持している。し

かし運用益収入だけでは運営費全体を賄えないため、積極的な寄付を呼びかけ、寄付金収入を得ている。館内に募金箱を設置するほか、クレジットカードや電子マネー決済も受け付けている。また、取材対応時に取材費や施設使用料等の収入が得られる場合がある。

II. 教育普及活動事業

1. 特別展示

1 階の展示スペースにて、特別展示を開催する。蒲郡市生命の海科学館との共催で「寄生・共生関係の太古と今」「海と寄生」をテーマにした企画を両館で開催するべく準備を進めている。船の科学館による「海の学び・ミュージアムサポート」の助成事業に申請しており、採択を受けた場合には展示製作等の費用に充当する。また、令和 8 年 9 月には、第 20 回アジア競技大会及び第 5 回アジアパラ競技大会の開催が予定されている。同大会では各種団体等が主催する様々な活動を「Aichi-Nagoya 2026 公認文化プログラム」として全国的に発信することから、当該事業への申請も検討している。

また、令和 9 年 1 月から 1 か月間、「干支コレクション」として、未年に因んだ寄生虫を展示するミニ特別展の他、展示スペースを活用した写真展等の開催について柔軟に実施していくものとする。

その他、各地の博物館等から展示の協力依頼があった場合には、資料の貸出等に随時応じる。

2. 解説会・講演会など

下目黒五丁目自治会や不動プロボノネットワークなど地域連携の実績のある団体をはじめ、解説会を希望する団体からの依頼があれば可能な範囲で閉館後のガイドツアーに対応する。また、各種企業からの依頼やオンラインでの開催など、様々な機関と連携することにより、活動の充実を図る。

文化庁からの呼びかけに応じて参加を始めたイベントは引き続き実施予定である。「国際博物館の日記念事業」は 5 月 18 日の国際博物館の日の前後に記念日を冠した事業が全国で展開される。毎年 2 月下旬に ICOM（国際博物館会議）よりその年のテーマが発表されるので、テーマに沿った企画を計画する。次に、「教員のための博物館の日」は平成 20 年度から始まった行事で、前年度は全国で 80 館以上が参加した。（独）国立科学博物館と（公財）日本博物館協会が共催し、文部科学省が後援する。主催者である各館は、学校教員向けのプログラムを提供し、学校における博物館利用を促している。前年

度は7月の休館日に参加者向けの特別開館日を設け、ガイドツアーとアニサキス採取の体験会を実施した。初年度はデモンストレーションのみだったアニサキス採取を教員自らが行ってもらうなど、毎年少しずつ改良を加えている。今回も前回の反応から内容を適宜見直し、学校の夏休み期間と重なる7～8月中に開催予定である。さらに、文部科学省の実施する「教育・文化週間（11月1～7日）」の期間中にも、その名を冠したイベントを計画する。普段関わる機会が限られる来館者と研究職員のコミュニケーションを深めることにより、今後の展示や解説にフィードバックできるような企画となるよう準備を進める。

さらに令和7年度より新たに環境省から呼びかけがあった「国際生物多様性の日記念事業」は国連の定める国際デーの5月22日前後に開催する。ただし、国際博物館の日と時期が重なるため展示やイベントの調整が必要となる。過度な負担とならないよう、無理のない範囲で各種事業に参加する。

そのほか、公式YouTubeチャンネルの活用、公式サイト・ブログ投稿による研究成果の発信や展示更新の紹介など、デジタルコンテンツの充実を図る。

また、職員の持つ高い専門性から、寄生虫学に関する講義や講習会等の依頼を受けることがある。普及啓発のため、可能な範囲で対応する。

3. 博物館学芸員実習生の受け入れ

当法人は博物館法第2条に定義される登録博物館で、同法施行規則に基づく館務実習の対象館である。博物館運営法人として、学芸員の養成は登録博物館が担う責務である。3年度目で進め方も概ね方向性が確定してきたため、今回も夏休み期間中に8名（各大学1名）を受け入れる。実務に即して展示更新に携わる内容や、DX化の仕組み、研究職員の話をつまみやすく第三者に伝えるサイエンスコミュニケーション実習などを想定している。

Ⅱ. の事業のうち、収益があるのは2.の閉館後のガイドツアー参加費と3.の博物館実習で、それぞれ博物館事業収入に計上する。それ以外の事業には対応する収益がないため、主として運用益収入と寄付金収入を充当する。なお、Webサイトの活用と展開については、文化庁による令和7年度「博物館機能強化推進事業（中間支援組織としての博物館統括団体による「戦略的広報」実証事業）」の支援を受けるが、金銭面での補助はない。

Ⅲ. 寄生虫学への理解を深める資料の刊行・製作事業

1. 刊行物の製作と頒布

定期刊行物「むしはむしでもはらのむし通信」(16 ページ) 206 号を発行する。発行時期と部数は例年と同様、年末に 600 部の発行を予定している。読者の興味を惹く巻頭の読み物と、年間の事業活動に関する報告を兼ねている。交流のある研究機関・大学・博物館等に頒布し、それらの機関から送付される年報や研究報告書等の資料交換に応じる。

また、展示解説書「目黒寄生虫館ガイドブック」(和文版/英文版各 16 ページ) の有償頒布を継続する。期中に英文版が完売する可能性があるため、再版に向けて更新の準備を進める。

2. 教育用標本の頒布

医学系大学や専門学校等を対象に、寄生虫卵の液浸標本やプレパラート標本の有償頒布を継続する。一部の標本については日本寄生虫学会で再開された「教育用標本作製支援事業」の協力を得る。学会が選定した大学や研究機関が標本作製を担当し、その標本の管理と頒布を当法人が担当する。

Ⅲ. の事業で得られる収益は、1. は図書頒布収入に、2. は標本頒布収入に計上する。送料がかかるものは、いずれも実費を請求する。

IV. 目黒寄生虫館ミュージアムショップの運営事業

当該事業はあくまで公益目的事業に位置付けられるもので、利益の最大化を目的としたものではない。入館無料を維持するためのひとつの手段である。グッズを購入することで、来館者は“もっともハードルの低い博物館への支援”をする存在となる。さらに購入者が T シャツを着たりグッズを身につけたりすれば、自分たちの街や母国に帰ってからも博物館を広報してもらえる存在になり得る。今やミュージアムグッズは、博物館への支援と次の来館者を呼ぶためのきっかけとして不可欠である。

そのためには、思わず手に取りたくなる魅力的なグッズ製作が求められる。学術的な齟齬がないよう研究職員の監修のもと、国内外の来館者に広く支持されるデザインを考案する。原価高騰や廃版などの理由で継続製作が難しい場合は、リニューアルやグッズの切り替えを検討する。

現在はグッズ約 20 種類を展開し、書籍は当法人が協力したものをはじめ、寄生虫学に関連した 30 種類を販売中である。さらに期中には 4 種の関連書籍が新たに刊行予定である。

IV. の事業は専門の業者と業務委託を提携しており、売上高のうち当法人に係る販売手数料収入を計上する。

その他計画事項等

I. 公益財団法人の経営管理（法人会計）

法人経営にあたり、定時理事会及び評議員会を開催する。当年度は理事の任期満了のため、改選に向けて準備する。また、自主事業を安定して継続するために不可欠な基本財産や特定資産の資産運用を継続する。新公益法人制度の経過期間内にあるが、令和 8 年度は会計基準の移行は実施しない予定である。内閣府への報告事項の変更により理事会で新たな議案提出が必要な場合にはそれらに応じられるよう、法人顧問の助言を受けながら準備を進める。

情報公開は公式サイト上に電子公告で行う。こまめな情報更新を行い、利用者に向けた説明責任を果たす。

II. 職員研修

文化庁、(公財)日本博物館協会、日本展示学会等から研修会の開催が告知されたら、全ての職員に周知する。可能な範囲でこれらの会に参加する機会をつくる。また、観光庁の「心のバリアフリー認定」認定施設であることから、職員全員がバリアフリーへの理解を深める研修を受けるものとする。

法人会計における収益は基本財産・特定資産の運用収入と寄付金収入の一部を充てるほか、その他資産の運用収入や普通預金の受取利息、敷地内に設置する自動販売機の雑収入をもって充当する。

中長期計画

「博物館の設置および運営上の望ましい基準」の全面改正が予定されている。改正が発表された折には当該基準を参考にして、目黒寄生虫館の基本的運営方針の見直しにとりかかる。従来5年毎に見直すこととしてきたが、作成から2年が経過した今、既に修正が必要な項目が散見されている。また、現状は館長裁量の文書であるが、役職員にも意見を問うことでより関係者全員の意思を組んだ方針策定が可能となる。広く地域社会に博物館の使命を公表するという意義に今一度立ち返り、早い段階での見直しを進める。

デジタルアーカイブの公開については、文化庁の Innovate MUSEUM 事業の採択により、所蔵資料の一部が文化遺産オンラインと JAPAN SEARCH に公開された。これを単年度で終わらせることなく、今後もアップロードを続ける姿勢が求められる。オンライン公開は、遠方の人々が博物館資料にアクセスできるチャンスとなる。認知度向上と資料の利活用のため、さらに充実させていく。

認知度向上の点においては、アウトリーチ活動や遠方の博物館施設等との連携も不可欠である。過去3年度は文化庁の「霞が関こども見学デー」、さらに令和7年度は新たに駒沢オリンピック公園の「駒沢ファンタジア」から出展依頼があった。今後もこれらのイベントに参加し、来館者以外の人々とのコミュニケーションを深めていく。来館を促し、文化観光に訪れてもらうことで教育と文化の側面から積極的な社会貢献を目指す。

研究面では、科研費の採択を受けた事業が1件終了し、もう1件が最終年度をむかえる。今後も積極的な研究費獲得に向けてアプライを続け、外部資金獲得の挑戦を続ける。とりわけ科研費に関しては、査読付き学術論文及び論文の根拠データを学術雑誌への掲載後に即時オープンアクセス化することが義務付けられた。当法人では機関リポジトリを持っていないため、何らかの対応が必要である。どのような情報基盤を活用するのがよいか検討し、構築に向けて準備を進める。

外部資金の獲得は、研究事業のみならず法人運営全体の課題である。幸いにも、現在は運用益収入に大きな落ち込みは見られず安定した運営が行えている。そもそも経営危機の改善のためではなく、充実した活動に対する支援としての寄付を増やすことが今日のパブリックリレーションズの観点である。社会との好循環の関係性を構築するという前提に立ち、引き続き多様なファンドレイジングに取り組んでいく。得られた収入を研究環境改善に活用するなど、事業活動と経営基盤の両面を常に念頭におきながら法人運営全体の発展を図る。